

鳥取臨心士会 20140702 号
平成 26 年 8 月 1 日

一般社団法人日本臨床心理士会 }
会長 村瀬 嘉代子 }
副会長・資格法制化 PT 代表 } 様
野島 一彦 }

鳥取県臨床心理士会
会長 落合 潮
代議員 灘本 百美
事務局長 菊池 義人

電子版速報No. 18 の内容についてのお問い合わせ(照会)

日頃から、一般社団法人日本臨床心理士会の会務にご尽力くださり、感謝申し上げます。

さて、先に平成26年7月26日の一般社団法人日本臨床心理士会（以下、日本臨床心理士会）の理事会で、公認心理師法案の早期実現を要望する決議があったとお知らせいただきました。

これに先立つ平成26年7月12日(土)午前10時から午後2時まで、中野サンプラザ(ブロッサムホール)で開催された日本臨床心理士会第4回資格法制化問題担当者会議において、「今後の問題と課題」について説明がありました。その場で伝えられたこととして、日本臨床心理士会電子版速報No.18でも公式に報告されている5点のうち、次の2点についてお問い合わせしますので、ご確認いただき、文書でご回答くださいますようお願いいたします。

「医師の指示：本資格は業務独占ではなく、名称独占なので、法案の『指示』は連携と同様の意味である。(日本臨床心理士会電子版速報No. 18, P. 5)」とのことですが、日本臨床心理士会はいったいどのような意図があってこのような情報を流したのでしょうか？

資格法の文言として、「指示」と「連携」は、その意味や用いられ方は大きく異なると考えます。

「連携」は、それぞれ専門性をもつ者として対等で相互的な関係にあることを前提にしています。一方、「指示」は、業務について指示する者と指示される者という関係を規定し、対等な関係ではありません。それに伴って援助の選択の自由が制限されるなど、国民の人権も制限されるおそれがあります。ここだけ見ても、「指示」と「連携」とで表す関係は明らかに異なります。省令等で「指示」が「連携」と同様になるように調整できるという意味であっても、それができるのなら、そもそも公認心理師法案に第42条の第2項（主治医の指示条項）を設ける必要もないことになります。

むしろ日本臨床心理士会はこれまで主治医の指示条項の問題点を指摘し、修正を要望してきたわけですから、“医師の「指示」という文言は、名称独占の資格法において医師との「連携」と同様の意味になるので、本法案になじまない”と主張すべきです。

今回の「法案の『指示』は連携と同様の意味である」というかなり無理のある断定をすることによって、貴会は、これまで貴会が指摘してきた公認心理師法案そのものの問題点も棚上げにしています。これは、どう考えても不適切で無責任です。日本臨床心理士会は、いったいどのような意図があってこのような不適切な情報を流したのでしょうか？

さらに、貴会は、この「法案の『指示』は連携と同様の意味である」という見解を会員に示したうえで、各都道府県臨床心理士会に対して各地方の国会議員への陳情するよう要請し、理事会では公認心理師法案の早期実現を要望する決議を行いました。こうした経緯からも、今回の説明は、日本臨床心理士会員のみならず、国会議員の先生及び国民の皆さんにもご迷惑をおかけする可能性のある、著しく不適切な行為であると考えます。

「試験・登録機関：心理研修センターが要望しているが、(公財)日本臨床心理士資格認定協会も急遽、名乗りを上げている。今後、議連で調整していくことになる(日本臨床心理士会電子版速報No.18, P.5)」とのことですが、これが本当であっても誤っていても日本臨床心理士会はきわめて無責任で不適切なことをしていることとなります。日本臨床心理士会はいったいどのような意図でこのような情報を流したのでしょうか？

(公財)日本臨床心理士資格認定協会(以下、日本臨床心理士資格認定協会)が、いつ、どのように試験・登録機関に名乗りを上げたかについて、その詳細をご説明ください。

もし、日本臨床心理士資格認定協会が実際に「名乗りを上げた」とすれば、貴会と日本臨床心理士資格認定協会との関係を考えますと、直ちに日本臨床心理士資格認定協会と協議し、一般社団法人日本心理研修センター(以下、心理研修センター)への賛同を取り下げる等の対応を検討する必要があると考えます。

心理研修センターの村瀬嘉代子理事長は、心理研修センターの試験機関要望に際して、「民間資格ではありますが、当センターを支える一般社団法人学校心理士認定運営機構、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会は、長年の試験・登録機関の実績があります。またこれらの機関はいずれも今回の国家資格化にかかわり、三団体要望書作成の段階から協議してきたので、目的や理念をよく理解し、実務実施を行えます。このような豊富な実績を有する関係支持団体のノウハウを生かして、円滑な運営をすることができます(2013年9月吉日付の「心理職の国家資格化に係る『試験・登録機関』に指定されることを要望します」という日本心理研修センターの要望書)。」と書いています。

つまり、貴会会長でもある村瀬嘉代子心理研修センター理事長は、臨床心理士とは全く異なる「学校心理士」「臨床発達心理士」「特別支援教育士」という3つの資格の認定機関に特定して、その実績を誇示・強調し、国家資格の「実務実施」を行うのにふさわしいとしたうえで、心理研修センターを試験登録機関として要望しております。

ここで、日本臨床心理士資格認定協会が「試験・登録機関」に「名乗りを上げた」ということなら、臨床心理士の職能団体である日本臨床心理士会が心理研修センターの「試験・登録機関」指定要望を支持し続けることによって、自らが依って立つ臨床心理士の資格の認定実績をますます否定することになります。また、日本臨床心理士資格認定協会とも根本的な対立を生み出してしまいます。日本臨床心理士資格認定協会について、平等性の観点から特定の民間団体が試験機関になることができないと言ってきたことも間違っていたこととなります。今回は、日本臨床心理士資格認定協会と話し合うこともなく、その調整を議連の先生にお任せするというわけですから、臨床心理士の職能団体としては前代未聞の無責任な事態です。これは、日本臨床心理士資格認定協会と日本臨床心理士会員、そして国会議員の先生や国民の皆さんに対しての著しく不適切な行為であると考えます。

一方、もしこの情報が正しくないのなら、日本臨床心理士会が日本臨床心理士会員に偽りの情報を流したという点で、会員のみならず、日本臨床心理士資格認定協会、国民の皆さんや国会議員の先生に対しても、これこそ著しく不適切なことを行ったこととなります。

日本臨床心理士会はいったいどのような意図でこのような情報を流したのでしょうか？

以上、日本臨床心理士会電子版速報 No.18 で公式に説明されている2点について、貴会からの説明をお願いします。文書で適切にご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、当会から公認心理師法案についてこれまで出しました「臨床心理職(心理職)の資格法制化(国家資格化)についての要望書」(平成26年5月11日総会決議)、「公認心理師法案についての緊急声明について」(平成26年6月1日理事会決議)、「公認心理師法案に対する当会の考えと法案が実効されることで生じる臨床心理士のメリット・デメリットについて」(平成26年6月27日理事会決議)も改めてお送りします。